

# マッチングサポーター運営実施要領

## 第1 目的

「にいがた出会いサポートセンター（以下、「センター」という。）」は、少子化対策としての未婚化・晩婚化対策の一環として、結婚を希望する独身男女に対し行う個別マッチングについて、カップル率を向上させ成婚に結びつけるため、新潟県と協同しマッチングサポーター（以下、「サポーター」という。）を配置する。

## 第2 定義

個別マッチングとは、センターが運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」（以下、「システム」という。）の登録者を対象とした1対1のお引合せやカップリングをいう。

## 第3 活動内容

サポーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) システムの登録者を対象とした1対1のお引合せ及び交際フォロー
- (2) その他センターが行う事業への協力

## 第4 募集

サポーターの募集は、随時行い、応募を希望する者は、別紙をセンターに提出すること。

## 第5 認定、研修

- 1 センターは応募者に対して、面接等を実施する
- 2 センターは、上記面接等の結果、合格した者をサポーターとして認定する。
- 3 認定されたサポーターは、個人情報保護等に関する研修を受講しなければならない。
- 4 サポーターの任期は、1年とする。ただし、研修等を受け、再任することができる。

## 第6 認定基準

サポーターの認定基準は次のとおりとする。

- (1) お引合せを行う登録者に対して、システムを使って、連絡等を行う等情報処理能力があること。
- (2) 登録者と適切なコミュニケーションを図り、必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲を有していること。
- (3) 新潟県及びセンターの事業方針に沿った活動が可能であること。
- (4) 政治活動、営業活動及び宗教活動等を目的としない者であること。

- ( 5 ) 特定の公職者（その候補者も含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としない者であること。
- ( 6 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）で暴力団と規定される者及び次のア、イのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員
  - イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 第 7 認定の取り消し

サポーターが次のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことができる。

- ( 1 ) 第 6 に定める要件を満たさなくなったとき
- ( 2 ) 第 8 に定める規定に違反したとき
- ( 3 ) 本人から辞任の申し出があったとき
- ( 4 ) その他、認定を取り消すことが適当と認めるとき

## 第 8 秘密等の保持

サポーターは、任期中に知ることのできた秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

## 第 9 サポーターの派遣

- 1 センターは、お引合せへのサポーターの派遣について調整するものとする。
- 2 マッチングする男女のお引合せに係る費用は、原則として当該男女に負担を求めものとする。
- 3 サポーターの派遣にかかる費用（交通費等）は、センターからサポーターへ支払いを行うものとする。

## 第 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、新潟県と協議して定める。

## 附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から実施する。

別紙

# 申 込 書

平成 年 月 日

ふりがな			写真
氏 名			
生年月日	(満 歳)	男・女	
ふりがな		連絡先(携帯電話番号)	
〒	-		
現住所			
ふりがな		e-mail address	
〒	-		
連絡先			

希望担当地区	新潟市	下越	中越	上越	佐渡	東京	ご希望に ○印を
--------	-----	----	----	----	----	----	-------------

年	月	資 格 ・ 免 許

[志望の動機]	配偶者	配偶者の扶養義務
	有・無	有 ・ 無